

褥瘡発生予防に関する指針

1. 褥瘡発生予防に関する考え方

高齢者は、低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクがあります。特に、施設を利用しておられる方には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多くおられ、そのリスクは高いと思われます。

特別養護老人ホームひよりは、こうしたリスクをもつ利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、施設全体で、質の高いサービス提供を目指してこの指針を作成した。この指針をもとにして、褥瘡発生防止に対する体制を確立し、褥瘡が発生しにくい、適切な介護を目指す。

2. 褥瘡発生予防に向けての基本指針

(1) 褥瘡発生予防に対する体制の整備

褥瘡発生予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置し、具体的な対応については、委員会で対応する。

(2) 他職種協働によるチームアプローチの推進

各職種の専門性に基づくチームアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(3) 職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等に参加し、職員の教育に努める。

3. 褥瘡発生予防に対する体制の整備

(1) 褥瘡対策委員会の設置

①設置の目的

利用者の褥瘡発生防止に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及びケア提供を適切に行う事を目的とし、褥瘡対策委員会を設置する。

②褥瘡対策担当者

地域密着型特別養護老人ホームひより看護師

③褥瘡対策委員会の構成

ア) 施設長

イ) 看護職員

ウ) 生活相談員

エ) 管理栄養士

オ) 介護支援専門員

カ) 介護職員

④褥瘡対策委員会の開催

ア) 毎月1回開催のリーダー会議の中で、3ヶ月に1度予防計画対象者の状況と今後の対応について検討を行う。

イ) 褥瘡対象者がいる場合、1ヶ月に1回開催する。必要時には、随時開催。

ウ) 予防計画書作成の見直しは、利用者の状態が経過観察継続の場合、半年に1度作成の見直しを行う。

エ) 治癒計画書対象の利用者は、週に1度見直しを行う。

※いずれも、利用者の状態に合わせ、必要時作成・見直しを行う。

⑤褥瘡対策委員会の役割

ア) 褥瘡予防及び発生に向けた対応の検討

イ) 施設サービス計画の作成へ出席・参加

ウ) 各種マニュアル、様式等の見直し・追加

エ) 適切な福祉用具等の選定

オ) 定期往診を行い、必要時は専門医受診を行い早期治癒を図る

4. 褥瘡発生予防及び治療の対応

褥瘡発生予防と早期対応のため、以下によって対応する。

①リスク評価

早期対応を行うため、以下の方法を用いて、褥瘡発生のリスクを評価しハイリスク者を抽出

◎評価の方法例

褥瘡リスクアセスメントスケール表（厚生労働省危険因子評価表）

DESIGN 評価表

②褥瘡発生予防及び治療の実施

診療計画に従う

5. 褥瘡発生予防に関する各種の役割

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たす役割に責任を持って対応する。

(施設長)

1) 褥瘡発生予防の総括管理

(ユニットリーダー)

1) 褥瘡対策委員会における責任者

2) 褥瘡発生予防の総括管理補佐

- 3) 他職種への連絡・報告調整
- 4) 利用者の担当と共に褥瘡予防計画・褥瘡治癒計画の作成と経過記録の整備

(医師)

- 1) 定期的な往診・治療、処置の指示

(看護職員)

- 1) 褥瘡処置への対応
- 2) 褥瘡予防計画・褥瘡治癒計画書の作成と経過記録の整備
- 3) 個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
- 4) 職員への指示

(管理栄養士)

- 1) 褥瘡の状態把握と栄養管理
- 2) 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理
- 3) 食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫
- 4) 医師・看護師等との連携を図る
- 5) 職員への指導

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 褥瘡予防計画・褥瘡治癒計画に基づくチームケア
- 2) 外部の専門機関との連携
- 3) 家族への対応
- 4) 褥瘡発生予防の取り組みと体制づくり

(介護職員)

- 1) きめ細やかなケアと衛生管理に努める
- 2) ケア計画に基づく排泄、入浴、清潔保持
- 3) 個々に応じた体位変換、安楽な座位保持確保の工夫
- 4) 褥瘡の状態観察と記録の把握
- 5) 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション
- 6) 褥瘡発生予防の取り組み
- 7) 褥瘡予防計画・褥瘡治癒計画書の作成と経過記録の整備

6. 専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけでなく、外部の医療・介護・介

護機器等の専門家と積極的に連携し、スキルアップを図る。

7. 職員に対する教育・研修

より質の高いケアを提供するにあたり、基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を開催するとともに機会があれば外部研修会への積極的参加を図る。

①定期的な教育・研修の実施

②新任者に対する褥瘡発生予防の教育・研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

8. 褥瘡発生予防に関する指針の閲覧について

本指針は利用者及び利用者家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページに公表し、いつでも利用者及び利用者家族等が閲覧できるようにする。

付則

平成31年 4月 1日より施行する。